

2020年度 新型コロナウイルス対策推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都医学総合研究所における新型コロナウイルスに関する研究の推進について基本的な事項を定めることにより、研究所内の協力体制を構築し、円滑な研究の推進に寄与することを目的とする。

(基本的取組内容)

第2条 新型コロナウイルスに関する研究は、以下のとおりとする。

- (1) 感染制御プロジェクトが実施する都から受託のワクチン開発
- (2) 感染制御プロジェクトが実施する抗体の大量測定プロジェクトへの参画研究
- (3) 運営会議の議を経て所長が必要と認めたその他の研究
- (4) 新型コロナウイルスに関する都民・研究者への普及広報

(普及広報)

第3条 前条第4号に規定する普及広報については、次に掲げる内容をホームページ等に掲載することにより行う。

- (1) 前条第1号から第3号までの研究内容及び研究実績
- (2) 新型コロナウイルスに関する最新の学術的知見等

(体制)

第4条 所長は、新型コロナ対策を推進するため、総括責任者1名をおくことができる。

- 2 総括責任者は、本要綱に定める対策（以下「コロナ対策」という。）に関して、総合的な調整・マネジメントを行う。
- 3 総括責任者は、第2項に定める調整を行うにあたっては、理事長、所長、感染制御プロジェクト及びその他の利害関係者との連絡を密に図らなければならない。
- 4 総括責任者は、本要綱に定めのない内容を行おうとするときは、運営会議に諮らなければならない。
- 5 前項の場合であって、運営会議に諮る暇がない場合には、総括責任者は理事長及び所長と協議の上で対応を行い、直近の運営会議において報告するものとする。

(所内各部署等の責務)

第5条 基盤技術支援センターは、コロナ対策に必要な機器の設置場所の確保を始めとする研究所内の調整に努めなければならない。

2 知的財産活用支援センターは、コロナ対策に関する共同研究契約書等の締結について必要な調整に努めなければならない。

3 病院等連携支援センターは、コロナ対策の推進にあたって必要な都立病院及び公益財団法人東京都保健医療公社病院との連絡調整に努めなければならない。

4 事務局は、コロナ対策に必要な本庁等との連絡調整に努めなければならない。

5 各研究プロジェクト及び研究室等は、コロナ対策が円滑に進むよう可能な範囲での協力を行わなければならない。

(関連する研究の申し出)

第6条 感染制御プロジェクトを除く各プロジェクト及び研究室等は、第2条第3号に規定する研究について具体的な内容及び財源の用途を示して総括責任者及び所長に提案を行うことができる。

2 前項の提案を受けた総括責任者は、運営会議に報告して、その諾否の決定を求めるものとする。

(職員への協力依頼)

第7条 所長は、次の各号に関して所内研究員等に協力を求めることができる。

(1) 第2条第2号に規定する研究

(2) 第3条第2号に規定する普及広報

(庶務)

第8条 本要綱に関する庶務は、事務局研究推進課において処理する。

附 則

この要綱は、2020年5月19日から施行する。